

7 宿泊者への周知に関すること

1 リンク用バナー画像について、日本語だけでなく外国語版のバナー画像が欲しい。

A 英語、中国語、韓国語のバナー画像をホームページに掲載していますので、ご利用ください。

2 海外ネット取引が増加しているので、市役所で説明等をしてもらえないか。

A 宿泊税の周知については順次行っているところですが、今後も周知徹底に努めてまいります。

なお、宿泊される方にご説明いただく際には、日本語、英語、中国語及び韓国語を併記したチラシ等をご活用ください。

3 旅行者への案内文書、案内板、ポスター等により周知を徹底して欲しい。

A 本市としても、金沢市公式ホームページへの情報の掲載や広報物の掲示、旅行者等への周知等、制度周知に努めてまいります。

4 各種OTA（国内外）へ周知を徹底して欲しい。

A 旅行者への周知につきましては、関係団体に情報提供を行っております。引き続き宿泊税の周知を徹底してまいります。

5 販売の際に「宿泊税を含む」と記載することはよろしいでしょうか

A 販売の際に「宿泊税を含む」と記載していただいで差し支えありません。